

十和田市排水設備設計施工指針（抜粋）

（平成 25 年 9 月 1 日より施工 （30 年 6 月 1 日 一部改定））

12 ディスポーザ

(1) 直接投入型ディスポーザ

排水設備のうち、流し台の下の排水管に取り付け、生ごみを投入、粉碎して水と一緒に直接下水道管へ流すことができる家庭用生ごみ粉碎機をいう。（図 1-38-1）

① 設置の基準

公共下水道（十和田処理区及び焼山処理区）及び農業集落排水施設の処理区域であり、一般家庭の家事用に限り、使用することができる。

機種は、(社)日本下水道協会が定める「下水道のためのディスポーザ排水処理システム性能基準(案)」に基づき管理者が認めたものを設置することができる。

(2) ディスポーザ排水処理システム

ディスポーザ本体部に併せて排水処理装置を設置したものをいう。（図 1-38-2）

① 設置の基準

公共下水道（十和田処理区及び焼山処理区）及び農業集落排水施設、簡易排水施設、小規模集合排水処理施設、及び小型浄化槽において用途を問わず使用することができる。

機種は、(社)日本下水道協会が定める「下水道のためのディスポーザ排水処理システム性能基準(案)」に基づき管理者が認めたものを設置することができる。

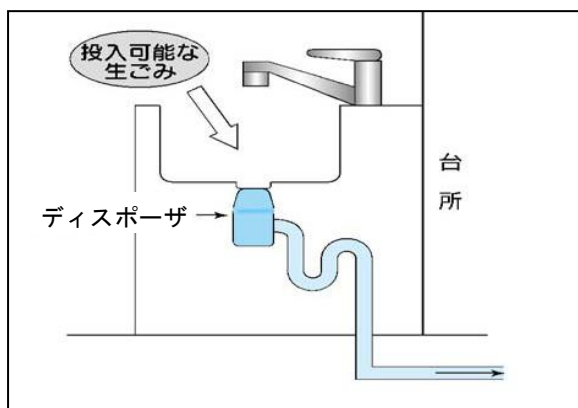


図 1-38-1

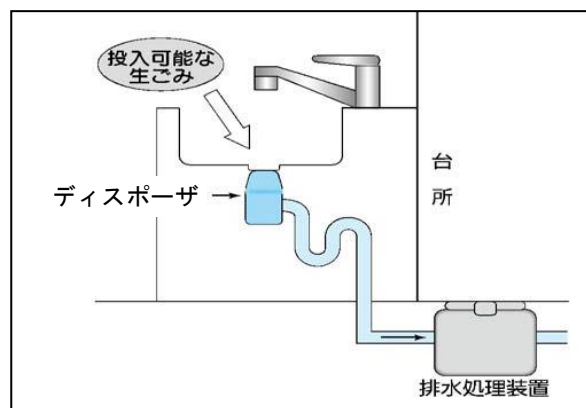


図 1-38-2